

事業主様

令和7年4月25日

中・四国高等学校就職対策協議会会長
高知県教育委員会教育長 今城純子

中・四国高等学校就職対策協議会副会長
島根県教育委員会教育長 野津建二

中・四国高等学校就職対策協議会理事

鳥取県教育委員会教育長	足羽英樹
岡山県教育委員会教育長	中村正芳志
広島県教育委員会教育長	篠田智志
山口県教育委員会教育長	繁吉健志
徳島県教育委員会教育長	中川史也
香川県教育委員会教育長	淀谷圭三郎
愛媛県教育委員会教育長	高岡哲也



新規高等学校等卒業者の就職について（依頼）

拝啓 貴社におかれましてはますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素から高等学校等卒業者の就職については、いろいろと御高配にあずかり、中・四国地区から多数御採用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度新規高等学校等卒業者の就職に関しまして、雇用枠の拡大、早期選考の防止及び就職の機会均等の確保について、貴社をはじめ各社に御配慮いただきありがとうございました。

令和7年度におきましても引き続き、次の点について御協力をお願い申し上げます。

敬 具

1 雇用枠の確保・拡大について

就職は、生徒が将来に希望を抱き、職業生活に入ろうとする重要な第一歩であります。

また、高校生の雇用枠の確保・拡大を図ることは、若年層を中心とする労働力人口の減少が確実に進む中で、我が国の経済・社会の活力を維持する上でも、大変重要なことであると考えております。

貴社におかれましては、新規高等学校等卒業予定者の求人枠の確保・拡大につきまして、格段の御配慮をお願い申し上げます。

2 就職のための応募書類等について

令和7年度新規高等学校等卒業者の採用選考に当たりましては、次のことについて留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成18年3月の新規高等学校等卒業者から全国高等学校統一用紙を使用しておりますが、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなどの観点から、その一部を改定し、令和7年度新規高等学校等卒業者から適用することとしたので、申し添えます。

- (1) 求人に当たって、全日制・定時制・通信制あるいは公立・私立であること、又は障害者であること等により、生徒の就職の機会を阻害しない。
- (2) 応募書類として、学校あるいは生徒に対して事業所所定の用紙を送付したり、学校の提出する応募書類（全国高等学校統一用紙）以外の提出（アンケートの実施を含む）を求めたりしない。
- (3) 選考に当たっては、本人の能力・適性に基づいた基準により行い、関係ないと考えられる事柄、例えば、本人の本籍、国籍、家族の職業、本人と家族との続柄、家庭の資産、思想・信条・宗教などに関することについて試験したり、記入を求めたり、「私の生き立ち」や「私の家庭」等生活環境にかかる作文を課したりしない。
なお、家庭調査は身元調査につながるおそれがあるので行わない。
- (4) 全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、本人の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするとともに、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利を生じさせない。

3 就職のための推薦及び選考開始時期等について

令和7年度新規高等学校等卒業者の就職のための推薦及び選考開始時期等については、文部科学・厚生労働両省の通知に基づき、次のとおり決定しておりますので、その期日の厳守についてお願いいたします。

- (1) 推薦開始の時期は、9月5日以降（推薦文書の到達）とする。
- (2) 選考開始の時期は、9月16日以降とする。
- (3) 就業開始の時期は、実習・研修等を含めて卒業後とする。

なお、採用内定以降卒業までの間は、学習活動に支障をきたすため、課業日に出社を要することはしないこと。

4 採用内定取消の防止について

新規学卒者の採用内定取消しは、我が国の次代を担う若者の職業生活への円滑な移行を妨げるものであり、対象となった生徒及びその家族に計り知れない失望を与え、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであります。こうした現状を御察察いただき、新規学卒者の求人の確保及び採用内定取消しの防止について、より一層、御協力をお願い申し上げます。